

定 款

株式会社 K V K

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社KVKと称し、英文では、KVK CORPORATION と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 給水栓、給排水金具、継手および配管部材の製造・加工・仕入れおよび販売
- (2) 衛生陶器の仕入れおよび販売
- (3) 洗面化粧台、流し台、ユニットバス、厨房機器等住宅設備機器の仕入れおよび販売
- (4) 衛生陶器、給水栓、給排水金具、継手および配管部材の輸入および輸出
- (5) インターネットのホームページを利用した給水栓、給排水金具、継手および配管部材の仕入れおよび販売
- (6) 給水栓、給排水金具、継手および配管部材に関連する清掃・保守・点検・修理およびコンサルティング
- (7) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を岐阜県加茂郡富加町に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、23,120,500株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、本定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
- 3 議長は総会の秩序を維持し、議事を整理する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎にあらかじめ当社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

- 2 前項の議事録は、その原本を本店に10年間備置く。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 18 条 当会社の取締役は 15 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2 当会社の取締役の選任は、累積投票によらない。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 補欠または増員により選任した取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(顧問および相談役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって顧問および相談役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
3 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに取締役および監査役に対し発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。
4 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。
2 前項の議事録は、その原本を本店に 10 年間備置く。

第 5 章 監査役および監査役会

（員数）

第 29 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

（選任方法）

- 第 30 条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 2 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて株主総会において補欠監査役を選任することができる。
 - 3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

- 第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
ただし、第 30 条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤の監査役）

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（報酬等）

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役会の招集）

- 第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要ある場合は、これを短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。

（監査役の責任免除）

- 第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。

（監査役会の議事録）

- 第 37 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。
- 2 前項の議事録は、その原本を本店に 10 年間備置く。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 39 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 40 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
 - 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第 41 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 前項の未払配当金には利息を付けない。

以 上

変更	昭和 50 年 5 月 17 日	第 22 条一部変更
	昭和 52 年 6 月 17 日	第 22 条一部変更
	昭和 57 年 6 月 19 日	第 31 条一部変更
	昭和 59 年 6 月 20 日	第 22 条一部変更
	昭和 63 年 6 月 17 日	第 2 条、第 4 条および第 18 条一部変更
	平成 元年 2 月 16 日	第 33 条一部変更
	平成 元年 6 月 19 日	全面変更
	平成 4 年 4 月 1 日	第 1 条一部変更
	平成 4 年 6 月 29 日	全面変更
	平成 6 年 6 月 29 日	一部変更および第 5 章の新設
	平成 14 年 6 月 27 日	第 2 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 24 条、第 26 条、第 33 条および第 35 条一部変更
	平成 15 年 6 月 27 日	第 2 条、第 7 条、第 8 条、第 12 条および第 27 条一部変更
	平成 16 年 6 月 25 日	第 6 条の新設およびそれに伴う条数の繰下げ
	平成 18 年 6 月 27 日	全面変更（平成 18 年 5 月 1 日会社法施行に伴う）
	平成 20 年 6 月 26 日	第 22 条一部変更
	平成 20 年 12 月 5 日	第 2 条、第 39 条一部変更、第 40 条の新設およびそれに伴う条数の繰下げ、ならびに体裁変更
	平成 21 年 6 月 25 日	第 7 条削除およびそれに伴う条数の繰上げ、ならびに第 8 条、第 9 条、第 10 条一部変更、ならびに附則の新設（平成 21 年 1 月 5 日株券電子化に伴う）
	平成 26 年 6 月 25 日	第 2 条一部変更、第 28 条、第 37 条の新設およびそれに伴う条数の繰下げ
	平成 29 年 6 月 28 日	第 6 条および第 8 条一部変更、ならびに附則の新設（平成 29 年 10 月 1 日株式併合に伴う）
	平成 30 年 6 月 28 日	第 1 条および第 3 条一部変更、ならびに附則の新設（平成 30 年 7 月 1 日登記上の商号変更及び本店の所在地変更に伴う）
	2019 年 6 月 21 日	第 31 条および第 32 条の一部変更
	2020 年 6 月 26 日	第 7 条、第 41 条削除及びそれに伴う条数の繰上げ、ならびに第 39 条の新設、第 31 条及び第 40 条一部変更